

05 静保健介第 696 号
令和 5 年 5 月 15 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 3 月 2 日付け 31 静保健介第 5526 号にて、本市における新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについてお示しし、令和 2 年 3 月 30 日付け 31 静保健介第 6118 号にて、令和 2 年 4 月 1 日から当分の間、31 静保健介第 5526 号の取扱い有効なものとしてきました。

しかしながら、令和 5 年 5 月 8 日より、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類へ変更され、厚生労働省から、令和 5 年 5 月 1 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」が発出され、運営推進会議の開催方法の特例措置が終了する旨が示されましたので、本市の取扱いについては、運営推進会議を集合形式で開催するなど、従来の取扱いに変更いたします。

つきましては、この通知をもって、令和 2 年 3 月 30 日付け 31 静保健介第 6118 号は廃止とします。

【別添資料】

- ・ 31 静保健介第 5526 号「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）」
- ・ 31 静保健介第 5730 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の取扱いについて（通知）」
- ・ 31 静保健介第 6118 号「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いの有効期限の延長について（通知）」

＜問い合わせ先＞

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部
介護保険課事業者指導第 1 係 竹下
電話：054-221-1088
FAX：054-221-1298